

長野県告示第525号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
風致の保存
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から平成28年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月20日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 路線名 418号
2 供用を開始する区間
飯田市南信濃南和田1119番の7地先から
飯田市南信濃南和田1099番の2地先まで
3 供用を開始する期日 平成28年9月21日

道路管理課

長野県教育委員会告示第4号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第25条第1項の規定により、次のとおり長野県有形民俗文化財に指定します。

平成28年9月20日

長野県教育委員会

Table with 4 columns: 名称, 員数, 所在地, 所有者の住所及び氏名又は名称. Contains information about specific locations and their owners.

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年9月12日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森のめぐみ
3 代表者の氏名
重松 壽
4 主たる事務所の所在地
上水内郡信濃町古間438番地2
5 定款に記載された目的
この法人は、かつて大自然の驚異から人間を守ってくれた森について、森の持つ本来の価値を再認識し、その恩恵を学び直し、森林の保護育成活動を起こし、森の恩恵物の有効利用とは何かを語り実践する「学び場」を設け、国民に対して広く提唱し、普及啓発することにより、自然との共生社会の形成、及び健全な人づくり・社会づくりに貢献していくことを目的とします。
また、地域の観光付加価値要素を探り、より芸術性の高い観光地として魅力を発信していき、地域を活性化することを目的とするものです。

県民協働課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時
平成28年11月11日(金) 午前10時から正午まで
2 試験場所
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。

- (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式
- 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とします。
- 5 受験手続
- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真（手札形（縦8cm×横6cm）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）
 - (2) 受験手数料
受験手数料（8,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。
 - (3) 受付期間
平成28年10月6日（木）から10月21日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、平成28年10月21日までの消印のあるものに限

り受け付けます。）

- (4) 受付場所
長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）
- 6 合格発表
平成28年12月2日以降に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。
- 7 合格基準
法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とします。
- 8 その他
 - (1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。
 - (2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。
 - (3) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、上田都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成28年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成28年10月15日（土） 午前10時から
- (2) 開催場所 上田市役所西庁舎第1会議室（長野県上田市大手一丁目11番16号）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・6・28号長瀬腰越線
 - 3・6・31号別所丸子線
 - 3・6・33号大屋長瀬線
- (2) 変更案の閲覧

平成28年9月21日（水）から平成28年10月14日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
平成28年9月21日（水）から平成28年10月6日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所、上田市役所、上田市丸子地域自治センター
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

上田都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年9月20日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

建築住宅課

(6) 指定道路の幅員 4.00メートル

- 1 (1) 指定番号 諏訪第1015号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成28年7月22日
 (4) 指定道路の位置 茅野市宮川字下平11008-5、11009-4、11016-8
 (5) 指定道路の延長 37.88メートル
 (6) 指定道路の幅員 6.00メートル
 2 (1) 指定番号 諏訪第1016号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成28年7月28日
 (4) 指定道路の位置 茅野市ちの字大町909-4、910-4、912-3、909-2の一部、909-3の一部
 (5) 指定道路の延長 34.77メートル

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成27年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成28年9月20日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 西沢昭子
同 鈴木清

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般社団法人信州・長野県観光協会 (現：一般社団法人長野県観光機構)	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 計算書類の改善 計算書類に誤り等が散見されましたので改善してください。</p> <p>2 事務処理規程に基づく事務処理の改善 経理責任者及び出納員について、事務処理規程に基づく文書による任命がなされていなかったため改善してください。</p> <p>3 経理規程に基づく事務処理の改善 経理規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 現金による支払に係る受領印の徴取について、本人の受領印を徴取しなければならないところ、本人と異なる者の受領印が見られたこと。</p> <p>(2) 職員の立替払について、事務局長の事前承認を得ずに行っていたこと。</p>	<p>1 誤りの未然防止対策として、複数の職員による計算書類チェックを行うこととし、平成28年度からの計算書類体系を見直し、会計全貌が明瞭に判別できるよう分類表記することとします。</p> <p>2 平成27年10月19日付けで、文書により経理責任者及び出納員を任命しました。</p> <p>3 (1) 受領印の本人押印を徹底し、できる限り現金授受の機会を減らし、振込扱いに誘導することとします。 (2) 事前承認を徹底するとともに、前渡金の制度を利用し、事前決裁の徹底を図ることとしました。</p>
	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する指導事項</p> <p>1 一般社団法人信州・長野県観光協会への適切な指導 計算書類および事務処理について、以下のとおり改善を要する箇所又は不適切な事務処理の事例がありましたので、当協会に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 計算書類に誤り等改善を要する箇所があったこと。</p> <p>(2) 経理責任者及び出納員について、事務処理規程に基づく文書による任命がなされていなかったこと。</p> <p>(3) 現金による支払に係る受領印の徴取について、経理規程に基づき本人の受領印を徴取しなければならないところ、本人と異なる者の受領印が見られたこと。</p> <p>(4) 職員の立替払について、経理規程に基づく事務局長の事前承認を得ずに行っていたこと。</p>	<p>1 監査結果を受けて、公益法人会計基準等に則した適切な会計処理を行うよう、信州・長野県観光協会に対し指導しました。</p>
公益財団法人長野県農業開発公社	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 財務会計規程に基づく事務処理の改善 財務会計規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 職員に支払った携帯電話代等について、精算がされていなかったこと。</p> <p>(2) 印紙、切手の購入及び証明手数料の支払について、職員が立替払を行っていたこと。</p> <p>(3) 宿泊を伴う会議の旅費（宿泊にかかるもの）の支出について、旅費請求者ではなく、宿泊先に振り込んでいたこと。</p>	<p>1 (1) 精算事務が生じないよう携帯電話を貸与する方法に改善しました。 (2) 平成27年12月28日付けで財務会計規程を改正し、職員が業務に必要な経費の一部を立替払できることとしました。 (3) 宿泊を伴う会議旅費についても、宿泊者に直接支払うよう改善しました。</p>

	<p>所管課（農政部農村振興課）に対する指導事項</p> <p>1 公益財団法人長野県農業開発公社への適切な指導</p> <p>財務会計規程に基づく支払について、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので、当公社に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 職員に支払った携帯電話代等について、精算がされていなかったこと。</p> <p>(2) 印紙、切手の購入及び証明手数料の支払について、職員が立替払を行っていたこと。</p> <p>(3) 宿泊を伴う会議の旅費（宿泊にかかるもの）の支出について、旅費請求者ではなく、宿泊先に振り込んでいたこと。</p>	<p>1</p> <p>(1) 精算事務が生じないよう改善方法を検討し、実施するように指導しました。</p> <p>(2) 職員が業務に必要な経費である印紙、切手及び証明手数料も立替払できるよう、速やかに財務会計規程を改正するよう指導しました。</p> <p>(3) 旅費請求者への支払を徹底するよう指導しました。</p>
須坂商工会議所	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 補助金の決裁事務の改善</p> <p>当商工会議所においては、定款に基づき専務理事を1人置くこととし、事務処理規程に基づき事務は専務理事の決裁を受けて執行することとしています。</p> <p>現在、当商工会議所においては専務理事を欠員とし、代わりに「専務理事職務代理」を置き、補助金の決裁を行っていますが、その根拠は明確ではありません。</p> <p>このため、補助金の決裁事務を定款等に基づいて適正に執行できるよう必要な措置を講ずる必要があります。</p>	<p>平成28年4月1日付けで、定款に基づく専務理事1名を設置しました。</p>

2 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
地方独立行政法人長野県立病院機構	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 第2期中期計画の実現</p> <p>当機構が作成した第2期中期計画（平成27年度から平成31年度まで）では、財務に関し第1期と同一の「経常収支比率100%以上を維持」と「資金収支の均衡」が目標に掲げられています。具体的な収支計画及び資金計画では、経常利益を5年間で27億余円確保するとともに、借入債務を52億余円純減するとされており、第1期の実績と比較すると大きく改善することが計画されています。</p> <p>第2期中期計画に掲げられている種々の施策を実行するためには、財務面の強化が不可欠であり、この計画の実現を期待します。</p>	<p>当機構の平成27年度決算では医業収益の大幅な増加により、前年度より経常収支が改善され36,575千円の経常利益を確保しました。</p> <p>今後とも計画達成のため、経営改善に向けた取り組みを一層進め、財務面の強化に努力してまいります。</p>
長野県商工会連合会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 貸借対照表等の改善</p> <p>当連合会においては平成23年度まで「商工会経理基準」及び「商工貯蓄共済事業特別会計経理基準」におおむね準拠して貸借対照表、収支決算書、損益計算書を作成していました。</p> <p>しかし、平成24年度からは各経理基準には規定がない「連結」という考え方を独自に採用し、「連結貸借対照表」と、収支決算書及び損益計算書を連結した「連結収支決算書」を作成しており、これらの計算書類は、現在の公正な会計慣行に従っているとはいえないものとなっています。</p> <p>今後の貸借対照表等の作成に当たっては、各経理基準を参考にしつつ、当連合会の財政状態等をより適正に開示できるよう改善する必要があると考えます。</p>	<p>次のとおり平成28年度から会計処理方法を改めました。</p> <p>また、平成27年度決算についても、財産状態等を適正に開示できるよう、貸借対照表等を整備しました。</p> <p>1 「連結貸借対照表」及び「連結収支決算書」による表示を廃止しました。</p> <p>2 その上で、「商工会経理基準」及び「商工貯蓄共済特別会計経理基準」に基づき、「一般会計」及び「収益事業特別会計（商工貯蓄共済特別会計を含む）」として表示・運用し、当連合会の財政状態等をより適正に開示できるよう改善しました。</p>
	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>1 長野県商工会連合会への適切な指導</p> <p>当連合会の貸借対照表等の作成に当たっては、財政状態等をより適正に開示できるよう改善する必要があると考えますので、適切な指導をしてください。</p>	<p>長野県商工会連合会に対し、一般会計と収益事業特別会計の連結決算による会計関係書類の作成について改善を求め、平成27年度決算から財務状態等が適正に開示できるよう改善が図られました。</p> <p>今後も、長野県商工会連合会に対しては、適正な運営が行われるよう、適切な指導に努めてまいります。</p>

<p>長野県信用保証協会</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 積極的かつ効果的な事業活動 収支計算では、52億余円の保証料収入に対し、その約半分の26億余円の保険料を支払い、業務費用その他の収入・支出を加減すると、20億余円の収入超過となっています。 財政状態では、630億円を超える正味財産があり、その大部分が預金及び有価証券です。 このような収益と内部留保の状況を踏まえ、財産を活用して、中小企業振興のための「公的保証人」として、より積極的かつ効果的な事業活動を進めていく必要があります。</p> <p>2 会計処理の改善 制度改革促進基金の増減が明確になるよう、会計処理の改善について検討してください。</p>	<p>1 信用保証協会の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることで、地域経済の振興と発展に寄与することにあります。 この役割を果たすため、保証料を割引した保証制度の創設、「中小企業診断士支援事業」による費用補助、更には、国の「経営支援強化促進事業」を活用した経営支援に取り組んでおります。平成28年3月には地方創生の取り組みを行う中小企業者の事業発展に資するため、新たな保証制度を創設しました。 今後も、県内中小企業振興のため、健全な経営に努めるとともに、県当局と協議しながら、更に効果的な事業活動を行うよう検討を進めて参ります。</p> <p>2 当協会では、国が定めた会計基準に基づき経理処理を行っております。ご意見をいただいた点につきましては、全国信用保証協会連合会を通じて、国に伝えました。</p>
	<p>所管課（産業労働部産業立地・経営支援課）に対する意見</p> <p>1 長野県信用保証協会との連携 当協会の収益と内部留保の状況を踏まえ、財産を活用して、中小企業振興のための「公的保証人」として、より積極的かつ効果的な事業活動を進めていくことができるよう連携を図ってください。</p>	<p>長野県信用保証協会の財務面、コンプライアンス等のガバナンス強化について、主務官庁と連携を図りながら指導・監督してまいります。 また、長野県信用保証協会に対しては、中小企業振興のため、より効果的な事業活動ができるよう、適切な指導及び連携に努めてまいります。</p>
<p>一般社団法人信州・長野県観光協会 (現：一般社団法人長野県観光機構)</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 中長期的な目標を定めた「経営計画」の策定 当協会は、平成25年4月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的に全て支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。 健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要があります。 このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えます。</p>	<p>平成26年11月の理事会において、中期経営計画（平成27年度～平成31年度）の素案を踏ったところであるが、その後、信州首都圏総合活動拠点（銀座NAGANO）における年間を通した物産販売の店舗運営という経営計画に与える影響が大きい新たな事業に着手し、平成28年度からは、長野県DMOへの移行のための組織改革や事業の見直しを行うことになり、平成27年11月の理事会において、計画を白紙に戻し、状況が確定次第、策定に着手することとしました。 なお、平成29年6月までに、長野県DMOとしての中期経営計画を策定する予定です。</p>
	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する意見</p> <p>1 一般社団法人信州・長野県観光協会との協議 当協会は、平成25年4月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的に全て支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。 健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要があります。 このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えますので、当協会と十分な協議を行ってください。</p>	<p>意見を受けて、中期経営計画の策定について、信州・長野県観光協会と協議を行いました。 協議の結果、信州・長野県観光協会は平成28年度から県DMOへの移行を行うこととしていることから、中期経営計画の策定については、県DMO移行の状況を踏まえながら、平成29年6月までに策定することとしました。</p>
<p>公益財団法人長野県農業開発公社</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 基本財産等の確実かつ効率的な運用 当公社は満期保有目的で仕組債を保有しているところですが、これらの債券の価格の動向を踏まえ、基本財産等の資金の運用として満期まで保有することの適否と今後の資金の確実かつ効率的な運用についての検討が必要と考えます。</p>	<p>1 (1) 現在保有している仕組債につきましては、専門家の指導を得て基本財産が毀損しないよう、適時に必要な措置を講じます。 (2) 現在保有している仕組債を今後処分した場合は、国債・公債で運用します。</p>

	<p>所管課（農政部農村振興課）に対する意見</p> <p>1 公益財団法人長野県農業開発公社の基本財産等の運用</p> <p>当公社が保有する満期保有目的の仕組債について、これらの債券の価格の動向を踏まえ、基本財産等の資金の運用として満期まで保有することの適否と今後の資金の確実かつ効率的な運用についての検討が必要と考えますので、適切な指導を行ってください。</p>	<p>県出資等外郭団体「改革基本方針」を踏まえ、元本保証のない仕組債について、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却するなど、資金運用の適切なリスク管理を検討するよう指導します。</p> <p>また、仕組債処分後は、確実かつ効率的な運用について指導します。</p>
飯山商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 商工会議所会計基準に基づく決算書類の改善</p> <p>(1) 正味財産の増減について明らかにしてください。</p> <p>(2) 貸借対照表の付属明細表である積立金明細表及び固定財産明細表を作成してください。</p> <p>(3) 決算書類に注記を記載してください。</p>	<p>次のとおり平成27年度決算から改善しました。</p> <p>(1) 正味財産増減計算書を作成しました。</p> <p>(2) 貸借対照表の付属明細である積立金明細表及び固定財産明細表を作成しました。</p> <p>(3) 決算書類に注記を記載しました。</p>
須坂商工会議所	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 商工会議所会計基準に基づく決算書類の改善</p> <p>(1) 正味財産の増減について明らかにしてください。</p> <p>(2) 貸借対照表の資産に保険料積立金を、負債に退職給付金準備金を計上してください。</p> <p>(3) 貸借対照表の付属明細表である積立金明細表及び固定財産明細表を作成してください。</p> <p>(4) 決算書類に注記を記載してください。</p>	<p>次のとおり平成27年度決算から改善しました。</p> <p>(1) 正味財産の増減について明記しました。</p> <p>(2) 貸借対照表の資産に保険料積立金を、負債に退職給付金準備金を計上しました。</p> <p>(3) 貸借対照表の付属明細である積立金明細表及び固定財産明細表を作成しました。</p> <p>(4) 決算書類に注記を記載しました。</p>

監査委員事務局